

表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律第3条第1項
に基づく所有者等の探索の対象となる地域について（令和7年度）

登 記 所 名	所有者等の探索の対象となる地域
和歌山地方法務局 （本局）	和歌山市有家
〃	和歌山市有本
〃	和歌山市加納
〃	和歌山市栗栖
〃	和歌山市木枕
〃	和歌山市汐見町二丁目
〃	和歌山市善明寺
〃	和歌山市田屋
〃	和歌山市津秦
〃	和歌山市寺内
〃	和歌山市松江北七丁目
〃	和歌山市松江中一丁目
〃	和歌山市松江西三丁目
〃	和歌山市松江東一丁目
〃	和歌山市松島
〃	和歌山市湊二丁目
〃	和歌山市和佐中
和歌山地方法務局 御坊支局	御坊市島
〃	御坊市湯川町小松原
和歌山地方法務局 新宮支局	新宮市三輪崎二丁目